

(2) 経営成績

ア 損益計算書項目の比較増減分析

第33期及び第34期の経営成績は、別表1比較損益計算書のとおりである。
 第34期における経営成績は、営業利益1億2,360万余円、経常利益2,828万余円であり、法人税等を控除した当期純利益は、1,803万余円である。

営業収益は、38億9,338万余円であり、第33期(39億8,564万余円)と比較して9,226万余円(2.3%)減少している。これは、気温等の影響により、温熱料が2,526万余円、冷熱料が7,588万余円とそれぞれ減少したことによるものである。

営業費用は、37億6,977万余円であり、第33期(38億288万余円)と比較して3,310万余円(0.9%)減少している。これは主に、光が丘再構築事業の進展に伴う温水直送化により、熱供給に要する電力量が減少したため供給販売費が減少したことによるものである。

この結果、営業利益は1億2,360万余円となり、第33期(1億8,276万余円)と比較して5,915万余円(32.4%)の減少となっている。

営業外収益は、281万余円であり、第33期(416万余円)と比較して135万余円(32.4%)減少している。営業外費用は、9,814万余円であり、第33期(9,511万余円)と比較して302万余円(3.2%)増加している。これは、有利子の長期借入金残高の増加により支払利息が増加したことによるものである。

この結果、経常利益は2,828万余円となり、法人税等を控除した当期純利益は1,803万余円となっている。

イ 経営比率等による経営成績の分析

会社の収益性・効率性を示す経営比率は、表3のとおりである。

(表3) 経営比率

項目	年度	第30期 平成22年度	第31期 平成23年度	第32期 平成24年度	第33期 平成25年度	第34期 平成26年度	算式
総資本事業利益率 (%)		6.6	2.6	4.0	2.3	1.4	$\frac{\text{事業利益}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)		10.7	5.1	7.3	4.6	3.2	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)		0.62	0.51	0.55	0.50	0.44	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)		92.4	97.9	95.1	97.7	99.3	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレストカバレッジレシオ (倍)		3.59	1.83	3.26	2.12	1.39	$\frac{\text{事業利益}}{\text{支払利息}}$

(3) 財政状態

ア 貸借対照表項目の比較増減分析

第34期末における財政状態は、別表2比較貸借対照表のとおり、資産合計8億5,706万余円、負債合計69億9,651万余円及び純資産合計18億6,054万余円となっている。

資産合計は、第33期(80億1,992万余円)と比較して、8億3,713万余円(10.4%)増加している。

固定資産は、80億4,657万余円であり、第33期(70億5,325万余円)と比較して9億9,332万余円(14.1%)増加している。これは主に、光が丘再構築工事等、5地区で設備投資を行ったことによるものである。

流動資産は、8億1,048万余円であり、第33期(9億6,667万余円)と比較して1億5,618万余円(16.2%)減少している。これは主に、現金及び預金が1億6,609万余円減少したことによるものである。

負債合計は、第33期(61億7,741万余円)と比較して、8億1,910万余円(13.3%)増加している。

固定負債は、48億7,814万余円であり、第33期(44億4,175万余円)と比較して4億3,638万余円(9.8%)増加している。これは、光が丘再構築事業の遂行に伴い、新たに金融機関から借入れを行ったことによるものである。

流動負債は、21億1,837万余円であり、第33期(17億3,566万余円)と比較して3億8,271万余円(22.1%)増加している。これは主に、未払金が3億9,949万余円増加したことによるものである。

純資産合計は、第33期(18億4,251万余円)と比較して1,803万余円(1.0%)増加している。その内訳は、別表3のとおりである。

イ 財務比率等による財政状態の分析

会社の安全性を示す財務比率は、表4のとおりである。

(表4) 財務比率

項目	年度	第30期 平成22年度	第31期 平成23年度	第32期 平成24年度	第33期 平成25年度	第34期 平成26年度	算式
流動比率		83.4	142.7	76.6	55.7	38.3	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率		23.7	21.5	24.7	23.0	21.0	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率		103.9	88.9	105.8	112.2	119.4	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本}}$

(単位：%)

(4) 経営環境に関する評価

ア 経営環境に関する評価

事業の経営環境について、営業活動、財務活動等の観点から確認を行った結果、事業の経営環境及び事業運営等において、次のとおり、留意すべき点が見受けられた。

(イ) 事業の経営環境

事業対象地区(光が丘団地地区ほか4地区)において、団地の住民の減少に加え、気温の影響や使用者の省エネ・経費削減意識の高まりにより、販売熱量は減少している。

一方で、原油価格は平成26年7月以降低下傾向にあるものの、平成28年3月からの光が丘清掃工場建替えによる清掃排熱の受入停止のため、燃料費等の増加が見込まれる。

さらに、低コスト、省エネ化が進む個別冷暖房の普及等により、地域冷暖房事業の経営環境は日々厳しくなってきている。

会社においては、需要家の増加が期待できる再開発事業等の情報収集や営業活動を強化するとともに、CO₂削減効果といった地域冷暖房の導入メリットを強調するなど、引き続き新規需要家の獲得に努めていくことが重要である。

(ロ) 事業運営

事業開始から30年以上が経過し、設備の老朽化が進んでいる中で、光が丘団地地区では、熱源である光が丘清掃工場の建替えに合わせ、平成23年度から熱効率性のより高い設備への再構築を進めている。光が丘再構築事業については、平成27年3月現在、センタープラント工事及び導管敷設工事を完了しており、全社で見ると既に約1.6億2,700万円の設備投資を行っている。さらに、今後平成37年までの11年間に、全社で約5.4億円の設備投資資金が必要となり、これらのほぼ全額を自己資金と長期借入金で賄っていくこととしている。

今後、収支面で厳しい経営環境が想定される中で着実に事業を進めるためには、気候変動や需要家の需要動向など到的確に効率的な運転管理に一層努めるとともに、適切な維持管理によるコスト削減、競争入札による設備投資額の圧縮、新規の需要家獲得による収入の増加等、あらゆる面で創意工夫をもって事業を運営していく必要がある。

(ハ) 経営計画

会社は、平成27年5月に、「長期収支計画」(平成28年度～平成37年度)を策定している。

策定に際しては、収益面では光が丘団地及び八潮団地における人口減少や、暖房の不使用者(給湯のみ使用者)の増加による販売熱量の減少等を見込んでいる。費用面では、設備更新による燃料費及び修繕費の減少や、平成28年度から平成32年度の光が丘清掃工場の排

熱受入停止によるガス代の増加等を見込んで収支を推計している。

再構築事業により熱効率性が向上するなどの好転材料があるものの、個別冷暖房の普及や省エネ意識の高まりにより、今後の収益の見直しは不透明である。会社は、販売熱量の推移や、ガス・電気料金の動向等を考慮し、随時長期収支計画の見直しを行う必要がある。

(別表1) 比較損益計算書

(単位:円、%)

科 目	第3 4 期	第3 3 期	増(△)減	
	(平成26.4.1～平成27.3.31) (A)	(平成25.4.1～平成26.3.31) (B)	金額 (C=A-B)	率 (C/B)×100
営業収益	3,893,380,031	3,985,649,021	△ 92,268,990	△ 2.3
温熱料	2,219,678,994	2,244,942,510	△ 25,263,516	△ 1.1
冷熱料	1,655,473,196	1,731,362,668	△ 75,889,472	△ 4.4
営業雑収益	18,227,841	9,343,843	8,883,998	95.1
営業費用	3,769,770,710	3,802,880,446	△ 33,109,736	△ 0.9
製造費	2,468,508,368	2,453,775,664	14,732,704	0.6
供給販売費	1,080,361,117	1,122,023,072	△ 41,661,955	△ 3.7
一般管理費	220,901,225	227,081,710	△ 6,180,485	△ 2.7
営業利益	123,609,321	182,768,575	△ 59,159,254	△ 32.4
営業外収益	2,818,804	4,169,213	△ 1,350,409	△ 32.4
受取利息	1,181,481	1,194,526	△ 13,045	△ 1.1
雑収入	1,637,323	2,974,687	△ 1,337,364	△ 45.0
営業外費用	98,143,087	95,117,424	3,025,663	3.2
支払利息	90,002,974	86,979,367	3,023,607	3.5
雑支出	8,140,113	8,138,057	2,056	0.0
経常利益	28,285,038	91,820,364	△ 63,535,326	△ 69.2
税引前当期純利益	28,285,038	91,820,364	△ 63,535,326	△ 69.2
法人税等	10,749,800	31,379,700	△ 20,629,900	△ 65.7
法人税等調整額	498,661	4,424,826	4,923,487	△ 111.3
当期純利益	18,033,899	56,015,838	△ 37,981,939	△ 67.8

(別表2) 比較貸借対照表

(単位: 円, %)

科 目	第34期 (平成26年度) (A)	構成比	第33期 (平成25年度) (B)	構成比	増(△)減		率
					金額 (C=A-B)	(C/B)×100	
固定資産	8,046,579,359	90.8	7,053,253,097	87.9	993,326,262	14.1	
提供給事業用固定資産	6,570,243,354	74.2	5,481,075,171	68.3	1,089,168,183	19.9	
有形固定資産	6,542,137,059	73.9	5,437,058,031	67.8	1,105,079,028	20.3	
製造設備	2,192,893,874	24.8	2,113,265,820	26.4	79,628,054	3.8	
供給設備	4,214,953,293	47.6	3,180,155,545	39.7	1,034,797,748	32.5	
業務設備	134,289,892	1.5	143,636,666	1.8	9,346,774	△ 6.5	
有形固定資産	28,106,295	0.3	44,017,140	0.5	△ 15,910,845	△ 36.1	
電話利用権	621,854	0.0	668,584	0.0	△ 46,700	△ 7.0	
ソフトウェア	16,879,654	0.2	32,743,799	0.4	△ 15,864,145	△ 48.4	
建設仮勘定	10,604,787	0.1	10,604,787	0.1	0	0	
投資等	377,966,662	4.3	466,055,216	5.8	△ 88,089,554	△ 18.9	
長期投資	1,098,370,343	12.4	1,106,122,710	13.8	△ 7,752,367	△ 0.7	
長期前払費用	1,088,424,793	12.3	1,088,452,793	13.6	△ 28,000	△ 0.0	
繰延税金資産	0	0	7,517,479	0.1	△ 7,517,479	△ 100	
流動資産	9,945,550	0.1	10,152,438	0.1	△ 206,888	△ 2.0	
現金及び預金	810,487,813	9.2	966,676,228	12.1	△ 156,188,415	△ 16.2	
売掛金	302,705,535	3.4	468,804,712	5.8	△ 166,099,177	△ 35.4	
未収入金	349,466,022	3.9	351,320,037	4.4	△ 1,854,015	△ 0.5	
貯蔵品	88,032,867	1.0	82,759,043	1.0	5,273,824	6.4	
前払費用	18,887,088	0.2	16,454,547	0.2	2,432,541	14.8	
繰延税金資産	45,109,809	0.5	42,325,200	0.5	2,784,609	6.6	
その他流動資産	7,559,165	0.1	6,853,616	0.1	705,549	10.3	
貸倒引当金	176,523	0.0	98,706	0.0	77,817	78.8	
貸倒引当金	△ 1,449,196	△ 0.0	1,939,683	△ 0.0	△ 490,487	△ 25.3	
資産合計	8,857,067,172	100	8,019,929,325	100	837,137,847	10.4	
固定負債	4,878,141,093	55.1	4,441,754,079	55.4	436,387,014	9.8	
長期借入金	4,847,388,000	54.7	4,413,268,000	55.0	434,120,000	9.8	
退職給付引当金	30,753,093	0.3	28,486,079	0.4	2,267,014	8.0	
流動負債	2,118,376,939	23.9	1,735,660,005	21.6	382,716,934	22.1	
1年以内に 期日到来の固定負債	845,380,000	9.5	811,180,000	10.1	34,200,000	4.2	
買掛金	155,861,253	1.8	165,961,062	2.1	△ 10,099,809	△ 6.1	
未払費用	935,846,739	10.6	536,349,592	6.7	399,497,147	74.5	
未払法人税等	2,943,400	0.0	4,088,700	0.1	△ 1,145,300	△ 28.0	
預り金	2,164,826	0.0	1,859,917	0.0	304,909	16.4	
貸与引当金	15,581,439	0.2	14,050,008	0.2	1,531,431	10.9	
その他流動負債	1,697,900	0.0	1,697,900	0.0	0	0	
負債合計	6,996,518,032	79.0	6,177,414,084	77.0	819,103,948	13.3	
資本金	750,000,000	8.5	750,000,000	9.4	0	0	
剰余金	1,110,549,140	12.5	1,092,515,241	13.6	18,033,899	1.7	
利益準備金	15,000,000	0.2	15,000,000	0.2	0	0	
その他利益剰余金	1,095,549,140	12.4	1,077,515,241	13.4	18,033,899	1.7	
純資産合計(純資産)	1,860,549,140	21.0	1,842,515,241	23.0	18,033,899	1.0	
負債及び純資産合計	8,857,067,172	100	8,019,929,325	100	837,137,847	10.4	

(注) 有形固定資産の減価償却累計額は、第34期15,602,247,344円、第33期15,344,427,599円である。

(別表3) 株主資本等変動計算書

(単位: 円)

区 分	株主資本				株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の利益剰余金		
第33期末残高 (127.3.31)	750,000,000	—	15,000,000	1,077,515,241	1,842,515,241	1,842,515,241
当期純利益	—	—	—	18,033,899	18,033,899	18,033,899
計	—	—	—	18,033,899	18,033,899	18,033,899
第34期末残高 (127.3.31)	750,000,000	—	15,000,000	1,095,549,140	1,860,549,140	1,860,549,140

社会福祉法人東京都社会福祉事業団

第1 監査の目的
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか監査を実施する。

第2 監査の対象
1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 社会福祉法人東京都社会福祉事業団
- (2) 監査対象局 福祉保健局

2 実地監査場所

- (1) 社会福祉法人東京都社会福祉事業団
本館、石神井学園、小山児童学園、船形学園、八街学園、勝山学園、片瀬学園、七生福祉園、東村山福祉園、千葉福祉園、日野療護園、八王子福祉園
- (2) 福祉保健局

3 事業の内容

(1) 事業の概要
社会福祉法人東京都社会福祉事業団(以下「事業団」という。)は、創意工夫をこらした多様な福祉サービスを利用者の意向を尊重しながら提供することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じて自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、平成10年6月に設立された団体である。

事業団は、次の事業を表1の各施設で行っている。

- ア 第一種社会福祉事業
(ア) 児童養護施設の経営
(イ) 障害児入所施設の経営
(ウ) 障害者支援施設の経営
- イ 第二種社会福祉事業
(ア) 障害福祉サービス事業の経営
(イ) 子育て短期支援事業の経営
(ウ) 一般相談支援事業の経営
(エ) 特定相談支援事業の経営
- ウ 公益事業
(ア) 知的障害者短期入所事業
(イ) 知的障害者就労支援事業

(ウ) 障害者(児)日中一時支援事業

(表1) 施設の概要

(平成27年3月31日現在)

施設名	施設種別	定員(人)	所在地	指定管理期間
石神井学園	児童養護施設	134	東京都練馬区	平成24年度 から平成26 年度までの3 年間
小山児童学園	児童養護施設	64	東京都東久留米市	
船形学園	児童養護施設	64	千葉県船山市	
八街学園	児童養護施設	64	千葉県八街市	
勝山学園	児童養護施設	64	千葉県安房郡鋸南町	
片瀬学園	児童養護施設	48	神奈川県藤沢市	
七生福祉園	障害児入所施設	156	東京都日野市	
	障害者支援施設(施設入所支援)	150		
	障害者支援施設(生活介護)	144		
東村山福祉園	障害者支援施設(就労移行支援)	6	東京都日野市	
	障害者支援施設(就労移行支援)	14		
	障害者支援施設(施設入所支援)	160		
千葉福祉園	障害児入所施設	48	千葉県袖ヶ浦市	
	障害者支援施設(施設入所支援)	390		
	障害者支援施設(生活介護)	390		
日野療護園	障害者支援施設(施設入所支援)	50	東京都日野市	
	障害者支援施設(生活介護)	53		
	障害者支援施設(施設入所支援)	160		
八王子福祉園	障害者支援施設(生活介護)	180	東京都八王子市	

(2) 都との関係

ア 基本金の出えん

都は、事業団の基本金1,000万円の全額を出えんしている。

イ 補助金の交付

都は、事業団の運営費等として、表2のとおり、補助金(平成25年度3億8,021万
余円、平成26年度3億9,718万余円)を交付している。

ウ 公の施設の管理運営

都は、表3のとおり、指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせ、指定管理料(平
成25年度116億9,832万余円、平成26年度116億4,307万余円)を支出して
いる。

(表2) 補助金交付状況一覧

(単位：千円)

補助事業名	平成25年度	平成26年度	事業の概要
東京都社会福祉事業団運営費補助	367,169	397,183	事業団本部の運営費補助(人件費、事業費、事務費等)
障害者通所施設等整備費補助	11,666	0	施設整備費及び設備整備費の補助
(※) 東京都知的障害者グループホーム等開設準備経費等補助	1,378	0	グループホームの開設準備に係る管理事務費、権利金(敷金を除く)及び仲介手数料等の補助
計	380,213	397,183	

(※) 障害者通所施設等整備費補助及び東京都知的障害者グループホーム等開設準備経費等補助は、平成25年5月にグループホームみらい1・2を開設したことによるもの。平成26年度は補助対象(開設施設)はなかった。

(表3) 公の施設の指定管理料

(単位：千円)

区分	平成25年度	平成26年度
第一種社会福祉事業	11,468,722	11,404,564
児童養護施設	2,365,508	2,435,791
石神井学園	682,180	721,005
小山児童学園	336,251	353,404
船形学園	362,303	358,984
八街学園	334,293	332,759
勝山学園	374,728	375,903
片瀬学園	275,753	290,736
障害児入所施設	3,250,283	3,131,415
七生福祉園(児童)	879,049	853,959
東村山福祉園	2,016,777	1,984,218
千葉福祉園(児童)	354,457	293,238
障害者支援施設	5,882,931	5,837,357
七生福祉園(施設入所支援・生活介護・生活訓練・就労移行支援)	937,322	907,664
千葉福祉園(施設入所支援・生活介護)	2,152,178	2,206,277
日野療護園(施設入所支援・生活介護)	702,275	699,766
八王子福祉園(施設入所支援・生活介護)	2,061,156	2,023,650
第二種社会福祉事業	225,092	234,046
障害福祉サービス事業	207,454	216,148
七生福祉園(児童)(短期入所事業)	21,390	23,635
七生福祉園(成人)(短期入所事業)	18,909	20,171
東村山福祉園(生活介護事業)	68,074	68,571
東村山福祉園(短期入所事業)	25,018	24,958
千葉福祉園(成人)(短期入所事業)	16,222	18,612
八王子福祉園(短期入所事業)	41,740	40,397
日野療護園(短期入所事業)	16,101	19,804
子育て短期支援事業	17,638	17,898
石神井学園(子育て短期支援事業)	17,638	17,898
公益事業	4,511	4,469
知的障害者短期入所事業	3,432	3,432
七生福祉園(知的障害者短期入所事業)	3,432	3,432
障害児日中一時支援事業	1,079	1,037
東村山福祉園(障害児日中一時支援事業)	1,079	1,037
合 計	11,698,325	11,643,079

4 組織(平成27.3.31現在)

事業団は、事務所を新宿区大久保三丁目10番に置き、役員12名(理事長1名(常勤)、理事9名、監事2名)及び職員1,158名(うち都派遣職員467名)で、事務局及び福祉施設11施設(児童養護施設6施設、障害児施設3施設、障害者施設4施設(うち障害児施設との併設2施設))をもって構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成25年度(平成25.4.1～平成26.3.31)及び平成26年度(平成26.4.1～平成27.3.31)の事業について実施した。

2 実地監査期間

福祉保健局 平成27年9月10日及び同月29日
事業団 平成27年9月11日から同月25日まで

第4 監査の結果

1 運営に関する事項

事業団は、指定管理者として、公の施設である11施設の管理運営を行っているほか、独自事業として、グループホームを設置・運営するとともに平成26年度より一般相談支援事業及び特定相談支援事業を実施している。

会計は、社会福祉事業会計、公益事業会計の2会計に区分して経理している。

平成26年度における収支状況は、収益合計123億3,937万9千円、費用合計116億7,382万9千円、当期活動増減差額6億6,554万9千円となっている。

平成26年度末における財政状況は、資産合計28億4,708万9千円、負債合計5億7,946万9千円、純資産合計が、22億6,761万9千円となっている。

次に、事業環境について見ると、都は、事業団が指定管理者として管理運営している施設について、民間でできることは民間に委ねるという原則に立ち、都立施設のさらなる改革を進めることとしている。

このため、事業団は、都の動向を踏まえつつ、将来的に東京都の監理団体から一般の社会福祉法人に移行することとしている。

事業団は、引き続き公益性を確保しながら、人材育成の充実とともに、運営体制の強化を図り、より一層効率的な事業運営を行う必要がある。

以上、運営状況について述べてきたが、事業団の事業は、別項指摘事項を除き、出えん目的に沿って適切に運営されているものと認められる。

2 指摘事項
(1) 団体

ア 給食材料購入契約における従業員細菌検査等に係る事務を適切に行うべきもの
七生福祉園(以下「園」という。)は、給食材料の購入に当たり、食材の種類ごとに購入契約を締結している。契約では、納入業者に対して表4のとおり、①全ての契約において「従業員細菌検査」を月1回以上、②特定の給食材料については「原材料の微生物学的検査」を契約期間中に2回それぞれ実施し、その結果を園に提出することを仕様書により求めている。ところで、これらの検査結果の提出状況について見たところ、表5のとおり、検査結果を提出していない業者が多数存在することが認められた。

また、園が、検査結果の提出状況を取りまとめて記録している「業者別細菌検査結果(児童「調理」の様式)には、確認印の欄があるものの、監査日(平成27.9.18)現在、実際の運用においては押印がされず、さらに、原材料の微生物学的検査については提出状況の記録がないなど、園における確認の手続きも十分なものとなっていない。

園は、給食材料購入契約における従業員細菌検査等を通切に行うよう納入業者を指導するとともに、検査結果の確認を通切に行われない。

(社会福祉法人東京都社会福祉事業団)

(表4) 仕様書に記載されている細菌検査等の実施内容

業種	検査対象品目	指定検査項目
娯楽類	①生類 ②うどん③生類 ④中華類⑤煮し中華類⑥生類 そば	病原性大腸菌O157
豆腐類	①豆腐②生湯③油揚げ④がんもどき	〃
パン類	①食パン②バターロール③オセリスパン④アーグル食パン⑤ぶどうパン	〃
冷凍食品類	①かき②帆立貝柱刺身用③ホルホタテ④尾付むき海老⑤むき海老⑥凍らした⑦いんげん⑧解きや⑨南瓜⑩ブロッコリー	〃
精肉類	①牛モモ肉②牛モモ肉しゃぶしゃぶ用③牛板肉④牛小間肉⑤豚ムネ肉⑥豚モモ肉⑦鶏ささぎ⑧豚モモ肉⑨豚モモ肉しゃぶしゃぶ用⑩ベーコン⑪ロースマム⑫フランクフルト⑬ウインナー	〃

業種	検査対象品目	指定検査項目
卵類	卵	サルモネラ菌
菓子類	①シュークリーム②くしだんご（あん）	精製性大腸菌O157
乾物類	①かつおぶし②こんぶ	〃
(2) 実施年度 契約期間中2回		
(3) 検査機関 保健所の紹介による機関が好ましい		

(表5) 検査結果の提出状況（未提出の事例を抜粋）

業者名	品目	検査結果の提出状況	
		平成25年度	平成26年度
A	米	提出なし	提出なし
B	豆腐類	提出なし	提出なし
C	ヨーグルト フリン ジュース	提出なし	提出なし
D	ケーキ 和菓子	提出なし	提出なし
E	ヤクルト ジョヤ	3か月分提出なし	提出なし
F	ドレッシング類 菓子	提出なし	提出なし
G	酒 調味料 粉類	提出なし	提出なし
H	煮干 昆布 乾物 ごま お茶	提出なし	提出なし
I	冷凍食品	4か月分提出なし	5か月分提出なし
J	肉類	10か月分提出なし	提出なし
K	魚類	提出なし	提出なし
L	野菜	7か月分提出なし	10か月分提出なし
M	野菜	6か月分提出なし	8か月分提出なし
N	焼き菓子	提出なし	提出なし

②原材料の微生物学的検査：卵以外の検査結果提出なし

イ 保守点検委託契約に係る事務手続について

小山児童学園（以下「園」という。）では、平成26年度東京都小山児童学園処遇記録システム保守点検委託契約（契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約金額：45万3,600円）を〇と締結している。この仕様書では、処遇記録システムについて、四半期に一回定期保守点検を行うこと及び障害発生時に復旧作業を行うこととされている。本契約について見たところ、以下のとおり不適切な状況が認められた。

(ア) 個人情報の管理方法や漏えい禁止について仕様書に定めるべきもの

指定管理者には、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）により、業務上知り得た個人情報を適正に管理する義務が課されている。また都と事業団が締結する基本協定により定められている「個人情報の取扱に関する特記事項」においても、事業団は、個人情報を適正に管理しなければならない。また、業務を再委託した場合は、再委託先に対し、個人情報の管理方法を文書で提示しなければならないとされている。

しかしながら、処遇記録システムは、園の入所児童に関する個人情報を記録するものであるにもかかわらず、園は、本契約の仕様書において、〇に対し、契約の履行に当たり知り得た個人情報の管理方法や漏えい禁止について定めておらず、適正でない。事業団は、個人情報の管理方法や漏えい禁止について、仕様書に定められたい。

（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）

(イ) 履行確認を適切に行うべきもの

〇から毎月提出された業務完了届を見たところ、四半期に一度実施することとされている定期保守点検について、園は点検実施日に口頭で報告を受けたとしていたものの、実施した旨の記載がなく、履行が確認できないにもかかわらず、契約代金を支払っている。事業団は、履行確認を適切に行われたい。

（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）

ウ AED（自動体外式除細動器）の電極パッドの交換を適正に行うべきもの

八街学園（以下「園」という。）では、心停止事故などの救命救急に使用するため、AEDを1台設置している。

AEDは、使用時の性能と安全性を確保するため、日常点検を実施するとともに、消耗品であるバッテリー及び電極パッドについては、使用期限を記したラベルを取り付け、定期的な交換を実施する必要がある。

ところで、園のAEDを確認したところ、バッテリー及び成人用電極パッドは交換が行われており、監査日（平成27.9.25）現在、使用期限は平成30年中となっているが、小児用電極パッドについては、使用期限は平成26年9月となっており、交換が行われていない。

事業団は、AEDの電極パッドの交換を適正に行われた。

(社会福祉法人東京都社会福祉事業団)

エ 小口現金の管理を適切に行うべきもの

事業団は、小口現金の取扱いについて、社会福祉法人東京都社会福祉事業団経理規程(平成10年事業団規程第8号)(以下「経理規程」という。)に基づき行うこととしている。経理規程では、1件1万円を超えない常用経費や施設長が特に必要と認められた処遇経費について、小口現金取扱者ごとに現金を保管し、そこから支払う小口現金制度を採用している。小口現金の処理手続は、①小口現金取扱者が、小口現金請求書等と引換えに使用者に現金を渡す。②出金があった場合は、「金銭残高金種別表」を作成し、複数の職員が確認の上、押印する。③購入後領収書等により確認し、「小口現金出納帳」に記入することとなっている。ところで、小口現金の取扱いについて見たところ、以下のように適切でない状況が認められた。

(ア) 本部においては、表6のとおり出納のあった日の金銭残高金種表を作成していない事例が見された。また、平成26年3月31日の金種表は、2つ存在し、残高が違うことからどちらが正しいものの判断ができないものとなっていた。

(イ) 七生福祉園においては、日用品の購入について、購入時に小口現金請求書を作成しておらず、領収書のみが綴られている状況であった。

(社会福祉法人東京都社会福祉事業団)

(表6) 本部における金銭残高金種表作成状況

(単位：円)

月日	入金額	支出額	残高	備考
4/1	—	—	96,486	—
4/9	—	3,555	92,931	4/4・9分をまとめて記載
4/30	—	29,440	63,491	4/15・17・18分をまとめて記載
5/2	—	650	62,841	
5/10	60,000	28,400	94,441	5/8・9・10分をまとめて記載
5/23	—	23,120	71,321	5/17・21・22・23分をまとめて記載
5/31	—	400	70,921	
6/20	—	5,685	65,236	6/19・20分をまとめて記載
6/21以降も上記と同様に数日をまとめて記載				
4/4	84,178	—	100,000	
4/30	—	17,067	82,933	4/4・7・16・18・22分をまとめて記載
5/9	—	32,256	50,667	5/1・7・8・9分をまとめて記載
5/12	49,323	15,444	84,556	
5/27	—	29,758	54,798	5/14・15・16・19分をまとめて記載
5/28以降も上記と同様に数日をまとめて記載				

(2) 団体及び局

ア 物品に係る手続及び管理を適正に行うべきもの

都と事業団は、東京都障害者(Ⅸ)施設の管理に関する基本協定(以下「基本協定」という。)及び平成26年度の東京都障害者(Ⅸ)施設の管理に関する協定(以下「年度協定」という。)を締結しており、年度協定の中で、障害者施設で使用する物品の管理に関して物品取扱要領(以下「要領」という。)を定めている。要領では、指定管理料を使用して10万円以上の物品を購入した場合は物品整理簿に記載し、物品取得報告書により都に報告すること、また、使用不適となった場合は、使用不適品報告書により報告することとしている。

都は、事業団からの報告に基づき、東京都物品管理規則(昭和39年規則第90号)に基づく登録または削除の手続きを行うこととしている。また、基本協定では、都は、必要に応じて業務の執行状況等について調査することができ、改善すべき事項が認められたときは、事業団に対し必要な指示をすることができるとしている。

ところで、事業団において物品の管理状況を見たところ、次のとおり不適切な事例が認められた。

(ア) 七生福祉園において、監査日(平成27.9.18)現在、平成26年10月に資材を購入し組み立てた菜園用ハウス(取得価格：5.7万円)が、物品整理簿に記載されておらず、

かつ物品取得報告書も提出されていないことが認められた。
 (イ) 千葉福祉園については、表7のとおり、既に廃棄された雑具類などが局の物品管理システムに過大に登載されていることが認められた。

また、都は、これらの物品について基本協定に基づき調査及び改善の指示を行っていないことが認められた。

事業団は、物品に係る手続及び管理を適正に行われたい。

局は、物品管理現状把握のため棚卸しを行うとともに、改善指示を行うなど、物品管理を適正に行われたい。

(社会福祉法人東京都社会福祉事業団)
 (福祉保健局)

(表7) 物品管理システムに過大に登載されているもの

名称	種別	数量	取得価額	備考
プレス機	雑具類	1 個	1,400,000 円	平成25年度に廃棄
小型四輪乗用自動車 (ホンダ スティングエフ)	車両運搬具	1 台	2,630,000 円	平成25年度に廃棄
軽四輪乗用自動車 (スズキ)	車両運搬具	1 台	1,000,000 円	平成25年度に廃棄
福祉車両 (ホンダフリード)	車両運搬具	1 台	2,450,000 円	取得時に過大登載

イ 指定管理に係る支払事務を適切に行うべきもの

都と事業団は、基本協定並びに平成25年度及び26年度の年度協定を締結しており、年度協定には、四半期ごとの経理状況を、各四半期終了後速やかに都に報告することと定められている。

指定管理料の支払は、年度協定締結後事業団が四半期ごとの年間執行計画を策定し、これに基づき都へ請求することとされており、都は請求内容を精査の上、表8の執行基準の範囲内において概算払いすることとしている。

また、基本協定には、都は、年間執行計画について、施設の適切な管理上必要と認めるときは、事業団に対し計画の変更を求めることができるとしており、適切な管理を判断するに当たり経営状況等の執行状況について説明又は報告を求めている。

ところで、指定管理料の状況を見たところ、表9のとおり、事業団は、経理状況報告を平成25年度は、各四半期終了後相当な期間を経過してから報告し、平成26年度は、一度も報告していないことが認められた。

一方、局は、経理状況の報告を受ける前に翌四半期分を支出しており、また、処遇改善費については、第1四半期に年間分を支出し、年度終了後に一部が返還されていることから、年間を通じて使用されていない金額があることが認められた。

これらのことから、局は、年間執行計画と執行状況の精査をせずに指定管理料を支出し、不要不急の資金交付をしていることとなり適正でない。

事業団は、四半期ごとの執行状況を適正に報告されたい。

局は、指定管理料支払いに際し、年間執行計画と執行状況を精査し、支払事務を適切に行われたい。

(社会福祉法人東京都社会福祉事業団)
 (福祉保健局)

(表8) 指定管理料内訳及び執行基準

区分	内容
人件費	給与及び諸手当
事務費・事務費	施設運営に係る管理運営費、施設利用者等に係る処遇費等、旅費交通費、福利厚生費、研修費、消耗品費、器具什器費、給食費、保健衛生費、設備整備費、通信費等
建物維持管理費	建物の維持管理に必要な経費、光熱水費（電気、ガス、上下水等）、建物維持補修、業務委託費（警備、機械設備運転、エレベーター・電話交換機等保守等）等
地域サービス	事業実施に必要な経費 単価×利用実績を上限とする
事業運営費	緊急一時保護事業 生活介護 単価×利用実績を上限とする
運営費	緊急一時保護事業 事業実施に必要な経費 区市委託契約内容による精算額を上限とする
処遇改善費	事業実施に必要な経費 市委託契約内容による精算額を上限とする
	障害福祉サービス等従事職員のための処遇改善事業の実施に伴い、事業団が管理する施設に従事する福祉・介護職員の賃金改善に要する経費、障害福祉サービス等の提供に要した費用にサービス毎に定める交付率を乗じて得た額を上限とする

(表9) 指定管理料支出状況

(単位：千円)

期 間	区 分	平成25年度			平成26年度		
		支払金額	支払日	報告日	支払金額	支払日	報告日
第1四半期	人件費、事務費ほか	3,227,252	4/9		3,183,083		
	処遇改善費	99,131		7/16	107,112	4/9	なし
第2四半期	人件費、事務費ほか	1,844,147	6/28		1,818,910	6/30	なし
	処遇改善費			11/13			なし
第3四半期	人件費、事務費ほか	3,227,252	9/30		3,183,083	9/30	なし
	処遇改善費			26/3/15			なし
第4四半期	人件費、事務費ほか	922,030	12/20		909,410	12/26	なし
	処遇改善費			26/4/20			なし
合計		9,319,812			9,201,598		
精算額		9,315,179			9,189,390		
返還額(処遇改善費)			4,632	26/5/13		12,207	27/5/15

第5 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 第一種社会福祉事業

第一種社会福祉事業とは、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する施設を運営する事業である。

主な施設として、児童養護施設、障害児入所施設、障害者支援施設、母子生活支援施設、特別養護老人ホーム等がある。

このうち、事業団では、児童養護施設、障害児入所施設、障害者支援施設の運営を行っている。

(ア) 児童養護施設

児童養護施設とは、保護者のない児童や虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である。
事業の運営実績は、表10のとおりである。

(表10) 児童養護施設の運営実績

施設名	定員(人)	平成25年度		平成26年度	
		平均在籍人員(人)	利用率(%)	平均在籍人員(人)	利用率(%)
石神井学園	134	112.2	83.7	113.5	84.7
小山児童学園	64	61.0	95.3	60.4	94.4
船形学園	64	55.6	86.9	52.3	81.7
八街学園	64	54.7	85.5	54.8	85.6
勝山学園	64	52.2	81.6	57.3	89.5
片瀬学園	48	46.0	95.8	43.4	90.4

(注) 1 平均在籍人員は、月の初日に在籍している入所人員の1年分の合計を12月で除したものである。

(注) 2 利用率は、平均在籍人員を施設定員で除したものである。

(イ) 障害児入所施設

障害児入所施設とは、障害のある児童を保護するとともに、独立自立に必要な知識技能の訓練を行うことを目的とする施設である。
事業の運営実績は、表11のとおりである。

(表11) 障害児入所施設の運営実績

施設名	定員(人)	平成25年度		平成26年度	
		平均在籍人員(人)	利用率(%)	平均在籍人員(人)	利用率(%)
七生福祉園(児童)	156	147.6	94.6	144.1	92.4
千葉福祉園(児童)	48	32.1	66.9	39.3	81.9
東村山福祉園	160	155.9	97.4	155.1	96.9

(注) 1 平均在籍人員は、月の初日に在籍している入所人員の1年分の合計を12月で除したものである。

(注) 2 利用率は、平均在籍人員を施設定員で除したものである。

(ウ) 障害者支援施設

障害者支援施設とは、常に介護を必要とする障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害者福祉センターを目的とする施設である。
事業の運営実績は、表12のとおりである。

(表 1 2) 障害者支援施設の運営実績

施設名	定員(人)	平成25年度		平成26年度	
		平均在籍人員(人)	利用率(%)	平均在籍人員(人)	利用率(%)
七生福祉園(成人)	150	146.6	97.7	147.3	98.2
千葉福祉園(成人)	390	373.9	95.9	363.8	93.3
日野療護園	50	49.1	98.2	47.6	95.2
八王子福祉園	160	159.0	99.4	159.3	99.6

(注) 1 平均在籍人員は、月の初日に在籍している入所人員の1年分の合計を12月で除したものである。
 (注) 2 利用率は、平均在籍人員を施設定員で除したものである。

イ 第二種社会福祉事業

第二種社会福祉事業とは、法第2条第3項に規定する事業である。

主な事業として、障害福祉サービス事業、障害者相談支援事業、子育て短期支援事業、地域活動支援センター、保育所、母子家庭等日常生活支援事業、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業等がある。

このうち、事業団では、障害福祉サービス事業、子育て短期支援事業を行っている。

(ア) 障害福祉サービス事業

a 生活介護事業

常に介護を必要とする障害者に、日常生活上の支援や生産活動の機会等を提供する事業である。

事業の実績は、表13のとおりである。

(表 1 3) 生活介護事業の実績

施設名	定員(人)	平成25年度		平成26年度	
		延べ利用者数(人)	利用率(%)	延べ利用者数(人)	利用率(%)
東村山福祉園	20	5,188	106.3	5,099	108.5

(注) 1 延べ利用者数は、利用者数を1年分合計したものである。
 (注) 2 利用率は、延べ利用者数を延べ定員で除したものである。

b 短期入所(ショートステイ)事業

自宅で介護する人が病気などの理由で、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった障害者(記)を短期間、施設などで保護する事業である。

事業の実績は、表14のとおりである。

(表 1 4) 短期入所(ショートステイ)実績

施設名	定員(人)	平成25年度		平成26年度	
		延べ利用者数(人)	利用率(%)	延べ利用者数(人)	利用率(%)
七生福祉園(児童)	7	2,773	108.5	1,903	74.5
七生福祉園(成人)	5	1,860	101.9	1,868	102.4
東村山福祉園	10	2,265	62.1	2,656	72.8
千葉福祉園(成人)	6	1,473	67.3	1,763	80.5
日野療護園	2	969	134.2	1,089	149.2
八王子福祉園	10	3,493	95.7	3,452	94.6

(注) 1 延べ利用者数は、利用者数を1年分合計したものである。
 (注) 2 利用率は、延べ利用者数を延べ定員で除したものである。

o 共同生活援助(グループホーム)事業

地域で生活するための居場所の場を提供するとともに、日常生活において必要な援助を提供し自立生活の助長を図る事業であり、事業団の独自事業として表15のとおり8か所で行っている。なお、みらい(七生福祉園)は、東京都の障害者通所施設等整備費補助金により整備し、平成25年5月に開設した施設である。

(表 1 5) 共同生活援助(グループホーム)事業の運営実績

施設名	定員(人)	平成25年度		平成26年度	
		平均在籍人員(人)	利用率(%)	平均在籍人員(人)	利用率(%)
あすか(七生福祉園)	4	4	100	4	100
のぞみ(七生福祉園)	7	7	100	7	100
らいふ(七生福祉園)	4	4	100	4	100
あおぼ(七生福祉園)	5	5	100	5	100
みらい(七生福祉園)	10	10	100	10	100
つばさ(千葉福祉園)	7	7	100	6.9	98.9
どらやき(東村山福祉園)	6	6	100	6	100
きらり(東村山福祉園)	6	6	100	5.7	95.3

(注) 1 平均在籍人員は、月の初日に在籍している入所人員の1年分の合計を12月で除したものである。
 (注) 2 利用率は、平均在籍人員を施設定員で除したものである。

(イ) 子育て短期支援事業

保護者が、病気や出産、出張、冠婚葬祭等で一時的に子どもの養育ができない時の養育の支援を行う事業で、宿泊は練馬区(5名)、豊島区(1名)及び中央区(1名)、日帰りは練馬区(8名)から、都へ委託され、事業団が指定管理者として事業を行っている。事業の実績は、表16のとおりである。

(表16) 子育て短期支援事業の実績

施設名	定員等	対象区	平成25年度	平成26年度
			延べ利用者数	延べ利用者数
石神井学園	宿泊	練馬区、豊島区、中央区	818人	707人
	日帰り	練馬区	2人	5人

(注) 1 延べ利用者数は、利用者数を1年分合計したものである。

ウ 公益事業

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業を行うことができる。事業団では、知的障害者短期入所事業、知的障害者就労支援事業、障害者(児)日中一時支援事業を行っている。

(イ) 知的障害者短期入所事業

介護を行う者の病气その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった障害者を保護する事業で、日野市(1名)から、都へ委託され、事業団が指定管理者として事業を行っている。事業の実績は、表17のとおりである。

(表17) 知的障害者短期入所事業の実績

施設名	定員(人)	平成25年度		平成26年度	
		延べ利用者数(人)	利用率(%)	延べ利用者数(人)	利用率(%)
七生福祉園(成人)	1	0	0	258	70.7

(注) 1 延べ利用者数は、利用者数を1年分合計したものである。
 (注) 2 利用率は、延べ利用者数を延べ定員で除したものである。

(イ) 在宅知的障害者就労支援事業

地域の施設・作業所等が連携し、共同受託や仕事の開発等を図る授産事業・地域連携システムを運営する事業であり、日野市から事業団に委託された事業である。

事業の実績は、表18のとおりである。

(表18) 在宅知的障害者就労支援事業の実績

施設名	区分	平成25年度	平成26年度
		年間28回開催	年間30回開催
七生福祉園(成人)	共同販売	年間28回開催	年間30回開催
	店舗販売	営業日数245日	営業日数237日
共同受注	受注55件 延べ551回	受注28件 延べ796回	

(ウ) 障害者(児)日中一時支援事業

夏季、冬季の学校等が休業となる期間(土曜日・日曜日・祝日を除く)、在宅の障害者(児)を日中一時預かる事業で、東村山市(2名)、東大和市(2名)及び小平市(2名)から、都へ委託され、事業団が指定管理者として事業を行っている。事業の実績は、表19のとおりである。

(表19) 障害者(児)日中一時支援事業の実績

施設名	定員(人)	平成25年度		平成26年度	
		延べ利用者数(人)	利用率(%)	延べ利用者数(人)	利用率(%)
東村山福祉園	6	162	66.4	194	82.9

(注) 1 延べ利用者数は、利用者数を1年分合計したものである。
 (注) 2 利用率は、延べ利用者数を延べ定員で除したものである。

(2) 収支状況

事業団は、従来、社会福祉事業会計、就労支援事業会計、公益事業会計の3会計に区分して経理したが、社会福祉法人会計基準の制定について(平成23年7月27日、社授第0727第1号)に基づき、平成26年度から社会福祉事業会計、公益事業会計の2会計に区分して経理している。
 平成26年度における各会計を合算した事業活動計算書は、別表1事業活動計算書総括表のとおりである。平成26年度の収益合計は123億3,937万9千円、費用合計は116億7,382万9千円であり、当期活動増減差額は6億6,554万9千円となり、これに前期繰越活動増減差額8億6,170万9千円、その他の積立金取崩額2億3,161万9千円、その他の積立金積立額7億9,439万9千円を加減した次期繰越活動増減差額は9億6,448万9千円となっている。

ア 社会福祉事業会計

この会計は、事業団の本部の運営に要する経費、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業に係る収支を整理するものである。

平成26年度の収支状況は、別表2事業別事業活動計算書のとおりである。

サービスタクティ増減の部については、サービスタクティ増減が122億1,899万円であり、主なものは、東京都からの指定管理料収益が116億3,861万円で、都及び区市からの経常経費補助金収益が4億161万円でなっている。

サービスタクティ費用計は、115億8,836万円であり、主なものは、施設等の運営経費と本部運営経費で、人件費が84億5,520万円で、事業費が16億238万円で、事務費が15億2,527万円である。この結果、サービスタクティ増減差額は6億3,062万円となっている。

当期活動増減差額は、6億6,560万円でなっており、前期繰越活動増減差額8億5,646万円で、その他の積立金取崩額2億3,161万円を加え、その他の積立金積立額7億9,417万円で控除した次期繰越活動増減差額は9億5,950万円でなっている。

イ 公益事業会計

この会計は、公益事業に係る収支を整理するものである。

平成26年度の収支状況は、別表2事業別事業活動計算書のとおりである。

サービスタクティ増減の部については、サービスタクティ増減が1,181万円であり、主なものは、市からの委託料収益が734万円で、指定管理料収益が446万円でなっている。

サービスタクティ費用は、1,135万円であり、主なものは、人件費の694万円でなっている。

当期活動増減差額は、△5万円であり、前期繰越活動増減差額524万円を加え、その他の積立金積立額21万円で控除した次期繰越活動増減差額は、497万円でなっている。

(3) 財政状態

平成26年度末における財政状態は、別表3事業別貸借対照表のとおりである。

資産合計は、28億4,708万円であり、内訳は、現金預金等の流動資産14億684万円、備品等購入積立資産等の固定資産14億4,024万円である。

負債合計は、5億7,946万円であり、内訳は、事業未払金等の流動負債4億6,946万円、退職給付引当金等の固定負債1億1,000万円である。

純資産合計は、22億6,761万円であり、内訳は、基本金1,000万円、国庫補助金等特別積立金1,968万円で、備品等購入積立金等のその他の積立金12億7,344万

円、次期繰越活動増減差額9億6,448万円である。

(4) 運営環境に関する評価

ア 運営環境に関する評価

運営環境について、事業活動及び財務活動等の観点から確認を行った結果、事業環境及び事業運営において、次のとおり、留意すべき点が見受けられた。

(ア) 事業の経営環境及び事業運営

指定管理者制度が導入された平成18年度に、事業団が指定管理者として管理運営していた施設は18施設あったが、平成26年度までに、5施設が都から民間に移譲された。局が公表した「東京の福祉保健2015分野別取組」によれば、今後も、民間でできることは民間に委ねるという原則に立ち、都立施設のさらなる改革を進めることとしている。

このため、事業団は、都の動向を踏まえつつ、将来的に東京都の監理団体から一般の社会福祉法人に移行することとしており、自立的経営基盤の確立と、より主体的な事業展開を検討していく必要がある。

また、事業団の職員の状況について見たところ、平成18年3月時点では、全職員に占める都派遣職員の割合は91.9%（職員数1,516人、うち都派遣職員数1,393人）であったが、平成27年3月時点では、40.3%（職員数1,158人、うち都派遣職員数467人）となり、急速に、都派遣職員から固有職員へと移行している状況が見られる。将来にわたって質の高いサービスタクティを提供していくためには、固有職員が都派遣職員の有する高い利用者支援の技術、ノウハウ等を早期に継承していくことが求められる。

事業団は、引き続き公益性を確保しながら、人材育成の充実とともに運営体制の強化を図り、より一層効率的な事業運営を行う必要がある。